高石市　子ども・子育て会議

第２期高石市子ども・子育て支援事業計画
中間期の見直し

令和４年度

天 女 の 住 ま う 街
TAKAISHI CITY

資料１

令和４年度 高石市子ども・子育て会議次第

日時　令和５年１月２４日（火）
　　午前１０時００分から
場所　高石市役所別館１階　　１１３

１．開　会

２．委嘱状の交付

３．委員、事務局の紹介

４．会長、副会長の選出

５．会長の挨拶

６．案　件

（１）第２期高石市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの概要と人口推計の見直しについて

（２）教育・保育の見込み量・確保方策の見直しについて

（３）地域子ども・子育て支援事業の見込み量・確保方策の見直しについて

（４）第２期高石市子ども・子育て支援事業計画における施策の報告について

【配布資料】

資料１　　次第
資料２　　高石市子ども・子育て会議条例
資料３　　高石市子ども・子育て会議委員名簿
資料４　　高石市子ども・子育て会議傍聴要綱
資料５　　中間見直しの概要と人口推計の見直しについて
資料６　　事業の見込み量・確保方策の見直しについて
資料７　　施策の報告について
資料８　　第２期高石市子ども・子育て支援事業計画（令和２年３月）冊子

資料２

○高石市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月３日
条例第 20 号
改正　平成 27 年 12 月 16 日条例第 28 号

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第１項の規定に基づき、高石市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　会議は、法第 77 条第１項各号に掲げる事務を処理するものとする。

２　会議は、前項に規定する事務に関し、市長及び教育委員会に意見を述べることができる。

（組織）

第３条　会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1)　学識経験者

(2)　児童福祉又は学校教育の関係者

(3)　公共的団体の関係者

(4)　市民のうちから委員として市長が適当と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、失職するものとする。

（会長及び副会長）

第５条　会議に、会長及び副会長各１人を置き、会長は委員の互選により、副会長は会長の指名によりこれを定める。

２　会長は、会議を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が招集する。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第７条　会議の庶務は、教育委員会教育部において処理する。

（平 27 条 28・一改）

（補則）

第８条　この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。ただし、議事の手続きその他会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則　抄

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（委員の任期の特例）

２　この条例の施行後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第４条第１項の規定にかかわらず、平成 27 年３月 31 日までとする。

附　則（平成 27 年 12 月 16 日条例第 28 号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成 28 年４月１日から施行する。

資料３

高石市子ども・子育て会議委員名簿

（順不同）

所属・役職等	氏　　名
学識経験者	畠　中　宗　一
学識経験者	中　西　利　恵
学識経験者	清　水　益　治
公立保育所所長	太　田　員　代
私立認定こども園園長	土　師　一　仁
公立幼稚園園長	森　本　清　音
私立認定こども園園長	中　川　千　嘉　子
公立小学校校長	竹　内　弘　仁
私立認定こども園	岡　本　佳　子
民生委員・児童委員協議会	川　村　千　春
社会福祉協議会	山　崎　雅　雄
事業者	隈　元　英　輔
保護者	村　井　香
保護者	村　上　幸
保護者	久　家　咲　希

資料 4

高石市子ども・子育て会議傍聴要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高石市子ども・子育て会議条例（平成 25 年条例第 20 号）第８条の規定に基づき、高石市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第２条　会議は原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、会議の議長（以下「議長」という。）が会議に諮り、公開しないと決定したときは、この限りではない。

（１）高石市情報公開条例（平成 12 年高石市条例第 19 号）第７条及び第８条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合

（２）会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合

（傍聴の手続）

第３条　会議を傍聴しようとする者は、別に定める運用基準に基づく決定を受けた後、係員の指示によって傍聴席に着かなければならない。

（傍聴者の定員）

第４条　傍聴者の定員は 10 名とする。

（傍聴の禁止）

第５条　次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

（１）容儀を乱し、又は酒気を帯びていると認められる者

（２）審議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（３）その他議長が審議運営に支障をきたすおそれがあると判断した者

（傍聴者の遵守事項）

第６条　傍聴者は、次の各号を遵守しなければならない。

（１）定められた場所以外に立ち入らないこと。

（２）静粛を守り、私語及び談笑をしないこと。

（３）傍聴席において録音、撮影等をしないこと。

（４）飲食及び喫煙をしないこと。

（５）委員の言論に対し批判を加え、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。

（６）その他会議の妨害となる行為をしないこと。

（傍聴者の退場）
第７条　傍聴者は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。
（係員の指示）
第８条　傍聴者は、すべて係員の指示に従わなければならない。
（違反に対する措置）
第９条　議長は、傍聴者がこの要綱に違反したと認めたときは、直ちにその者の傍聴を禁止し、退場を命ずることができる。

附 則
この要綱は、平成 25 年 11 月 19 日から施行する。

高石市子ども・子育て会議における傍聴に関する運用基準

１．会議の開催日程は、原則として開催日の１週間前までに高石市行政資料コーナーに掲示する。

２．傍聴者の受付は、会議開催 10 分前から開催時間までとし、傍聴希望者は、受付簿（別紙様式）に氏名、住所を記載する。

３．傍聴希望者が 10 名を超えたときは、抽選により傍聴者を決定する。

資料５

中間見直しの概要と

人口推計の見直しについて

TAKAISHI CITY

◆中間見直しについて

（1） 見直し実施の背景

第 2 期高石市子ども・子育て支援事業計画（以下、「第 2 期事業計画」という。）は、平成 24 年 8 月に制定された子ども・子育て支援法に基づく法定計画として、高石市子ども・子育て会議における議論を経て、令和 2 年 3 月に策定されました。

この第 2 期事業計画は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間と定めていますが、国から示されている基本指針（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 26 年内閣府告示第 159 号)」において、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には事業計画の見直しを行うこととされており、令和 4 年度はその中間年にあたります。

本市においては、社会や経済の環境の変化によりもたらされた、子育てをめぐる地域の状況や子育て家庭を取り巻く環境の変化を受け、本市の実情に応じた適切な基盤整備を行うため、この度中間見直しを実施することにしました。見直しにあたり、令和 4 年 3 月 18 日の事務連絡にて、内閣府子ども・子育て本部参事官より示された「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」を参考にしています。

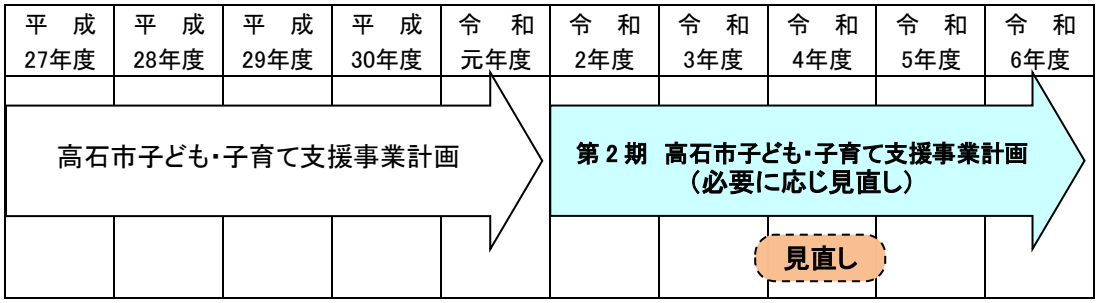

（2） 見直しの内容

第 2 期事業計画策定時における令和 5 年度・令和 6 年度の児童人口（0～11 歳）の推計値について、直近（令和 2 年度～令和 4 年度）の実績値を踏まえて見直しを行いました。

併せて、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の各事業のうち、計画における見込み量が直近の実績値と大きく乖離していることが明らかになった事業については、乖離の原因等に十分留意した上で、必要に応じて児童人口（0 歳～11 歳）の見直し結果や現状等を踏まえ、内容の変更を検討しました。

＜本会議の流れ＞

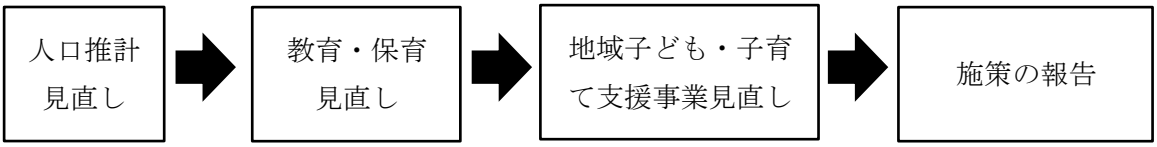

（3） 中間見直しが必要だと考えられる事業

●実績値と計画策定時の見込量に大きな乖離がある場合において、見直しを行う。

事業名	中間見直し		担当課名
	行う	行わない	
幼児期の学校教育・保育 教育施設（幼稚園等）	○		子育て支援課
幼児期の学校教育・保育 保育施設（保育所等）	○		子育て支援課
利用者支援に関する事業	○		子育て支援課
時間外保育事業		○	子育て支援課
放課後児童健全育成事業		○	こども家庭課
乳児家庭全戸訪問事業		○	地域包括ケア推進課
養育支援訪問事業		○	こども家庭課
子育て短期支援事業（ショートステイ）	○		こども家庭課
地域子育て支援拠点事業		○	子育て支援課
一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）	○		子育て支援課
一時預かり事業（上記、幼稚園型を除く）	○		子育て支援課 こども家庭課
病児・病後児保育事業	○		子育て支援課 こども家庭課
ファミリーサポートセンター事業（就学児）	○		こども家庭課
妊婦に対して健康診査を実施する事業		○	地域包括ケア推進課
実費徴収に係る補足給付を行う事業	追加		子育て支援課

◆人口推計の見直しについて

（１）令和４年における当初推計と実績の比較

＜傾向＞令和４年で比較を行うと、0 歳児、3 歳児、6 歳児において、実績値と推計値が約 5～7%程かい離しております。

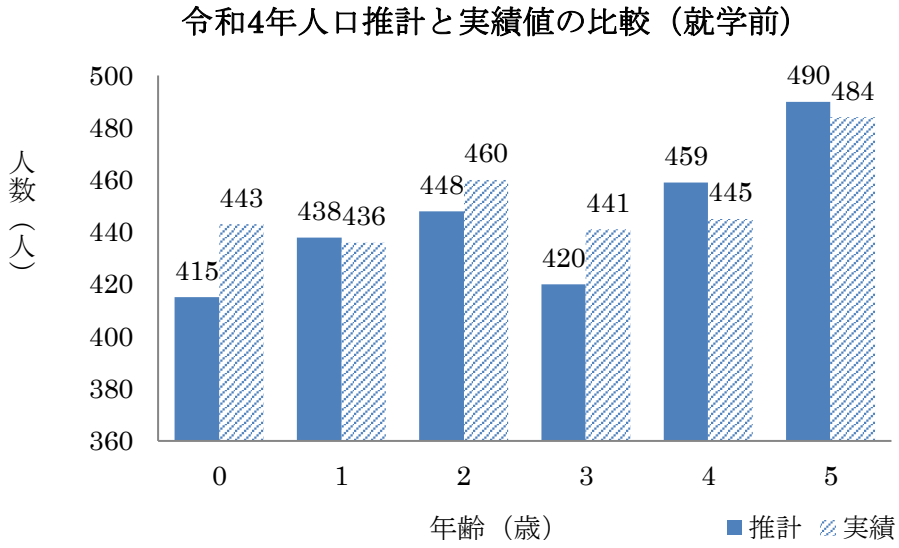

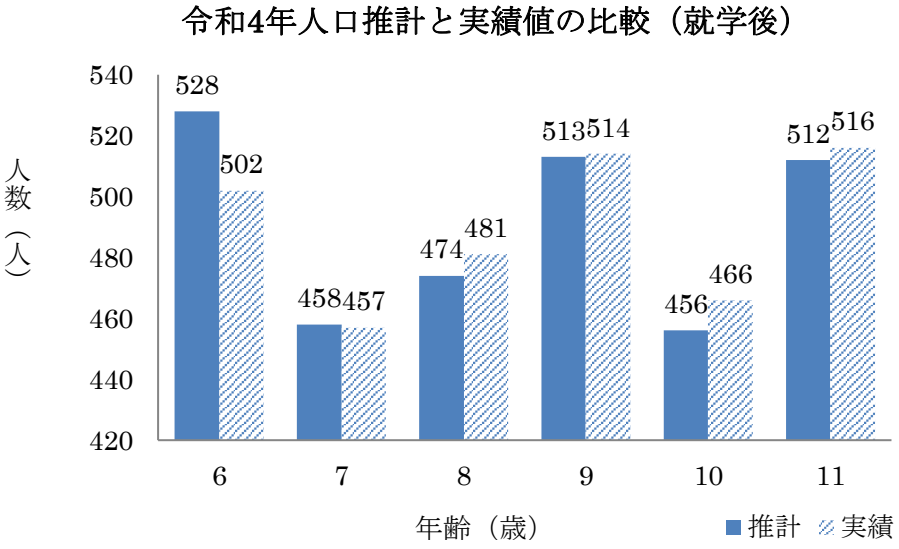

○令和２年～令和４年における推計と実績の比較

＜傾向＞全ての年齢において、10%未満の乖離であり、大きな差異はありませんが、全体として、実績値が推計値より大きくなっています。

【事業計画当初推計】

年齢	令和２年	令和３年	令和４年
0	434	425	415
1	417	447	438
2	453	418	448
3	483	455	420
4	517	487	459
5	453	520	490
小計	2,757	2,752	2,670
6	475	460	528
7	511	473	458
8	455	512	474
9	511	456	513
10	492	511	456
11	531	493	512
小計	2,975	2,905	2,941

【実績】

年齢	令和２年	令和３年	令和４年
0	468	428	443
1	442	470	436
2	461	433	460
3	485	442	441
4	504	486	445
5	455	501	484
小計	2,815	2,760	2,709
6	469	454	502
7	514	470	457
8	465	510	481
9	511	469	514
10	491	512	466
11	529	491	516
小計	2,979	2,906	2,936

（２）見直しの方法

人口推計に関しては、令和４年実績と、当初推計時における人口の変化パターンを利用し、令和５・６年の児童数を再計算します。

（参考）人口の再計算に関して

（例）令和５年における１歳の推計値を再計算する場合

（令和５年１歳の当初推計値÷令和４年０歳当初推計値）×令和４年０歳実績

（3） 人口推計の見直し案

【事業計画当初推計】

年齢	令和 5 年	令和 6 年
0	409	402
1	428	422
2	439	429
3	450	441
4	424	454
5	462	427
小計	2,612	2,575
6	497	469
7	526	495
8	459	527
9	475	460
10	513	475
11	457	514
小計	2,927	2,940

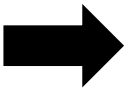

【見直し案】

年齢	令和 5 年	令和 6 年
0	436	429
1	457	450
2	437	458
3	462	439
4	445	466
5	448	448
小計	2,685	2,690
6	491	455
7	500	489
8	458	501
9	482	459
10	514	482
11	467	515
小計	2,912	2,901

資料６

事業の見込み量・確保方策の

見直しについて

TAKAISHI CITY

◆教育・保育施設及び地域型保育事業の見直しについて

（1） 見直しの要否の基準

国の基本指針においては、「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みと大きくかい離している場合には、計画の見直しが必要となる。」とされており、支給認定ごと（3号認定については、0歳児と１・２歳児ごと）の子どもの実績値が、市町村計画における量の見込みよりも10%以上のかい離がある場合（実績値／量の見込み≦90%、110%≦実績値／量の見込みとなる場合）には、「大きくかい離している場合」に該当し、原則として見直しが必要となります。

また、10%以上のかい離がない場合についても、状況に応じ「大きくかい離している場合」に準じて、見直しを行うものとなっております。

【見直し案の計算方法】

年齢別の人口変化率と最新の実績を利用し、令和 5・6 年の児童数等を再計算しました。

【参考】令和３年度を基準とした人口変化率（「保育」の見込み量算出に利用）

	R5	R6
0 歳	1.019	1.002
1歳～2歳	0.990	1.006
3歳～5歳	0.948	0.947

【参考】令和４年度を基準とした人口の変化率（「教育」の見込み量算出に利用）

	R5	R6
3歳～5歳	0.989	0.988

【参考】

人口の変化率に関して　　見直し案÷実績

考え方

保育部→児童の数が毎月変動するため、中間見直し会議時点（令和５年１月）では、まだ令和４年度実績は確定できず令和３年度実績ベースで計算する。

幼稚園部→令和 4 年 4 月 1 日時点で、ほぼ幼稚園入園児の数が決定しているため、令和 4 年度実績ベースで計算する。

（２） 認定区分ごとの受給量の見直し

見直し

① 教育の実施／幼稚園・認定こども園（幼稚園部）

【現　況】

対象年齢：就学前児童（１号認定/３～５歳、２号認定/３～５歳）
施設数：市内幼稚園１園（公立）・市内認定こども園９園（私立）・その他市外施設

■【当初計画】

認定区分(年齢)	計画期間				
	令　和 2年度	令　和 3年度	令　和 4年度	令　和 5年度	令　和 6年度
1号認定(3～5歳)(人)	526	516	471	448	431
教育利用希望の2号(人)	120	121	113	110	109
合計	646	637	584	558	540
確保方策(人)	862	862	862	862	862

■【実績】

項　目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
園児童数(人)	662	610	531

■【見直しの必要性について】

区分	量の見込み (R3 年度計画値)	実績値 (R3 年度)	実績値÷量の見込
1 号認定	637	610	96%

■【見直し案】

項　目	令和5年度	令和6年度
園児童数(人)	525	524
確保方策	712	712

② 保育の実施／保育所・認定こども園（保育所部）

【現　況】

対象年齢：就学前児童（３号保育認定/０～２歳、２号保育認定/３～５歳）
施 設 数：保育所１園、認定こども園９園（私立）

■【当初計画】

認定区分（年齢）	計画期間				
	令　和 2年度	令　和 3年度	令　和 4年度	令　和 5年度	令　和 6年度
3号認定（0歳）（人）	123	123	121	121	121
3号認定（1・2歳）（人）	432	430	440	431	423
2号認定（3～5歳）（人）	753	770	734	728	732
合計	1,308	1,323	1,295	1,280	1,276
確保方策（人）	1,318	1,336	1,336	1,336	1,336
3号認定（0歳）（人）	123	123	123	123	123
3号認定（1・2歳）（人）	432	440	440	440	440
2号認定（3～5歳）（人）	763	773	773	773	773

■【実績】

認定区分（年齢）	計画期間		
	令　和 2年度	令　和 3年度	令　和 4年度
3号認定（0歳）（人）	124	130	110
3号認定（1・2歳）（人）	447	481	504
2号認定（3～5歳）（人）	785	809	822
合計	1,356	1,420	1,436

*令和4年度実績は、令和4年10月1日を基準日とする。

■【見直しの必要性について】

区分		量の見込み （令和 3 年度計画値）	実績値 （令和 3 年度）	実績値÷量の見込み
2 号認定		770（人）	809	105%
3 号認定	0 歳	123（人）	130	106%
	1・2 歳	430（人）	481	112%

■【見直し案】

認定区分（年齢）	計画期間	
	令　和 5年度	令　和 6年度
3号認定（0歳）（人）	132	130
3号認定（1・2歳）（人）	476	483
2号認定（3～5歳）（人）	766	766
合計	1,374	1,379
確保方策（人）	1,486	1,486
3号認定（0歳）（人）	143	140
3号認定（1・2歳）（人）	514	520
2号認定（3～5歳）（人）	829	826

【POINT】

○認定区分ごとの確保方策の値は、量の見込みに基づいて算定しました。

◆地域子ども・子育て支援事業の見込み量・確保方策の見直し

子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項において、市町村子ども・子育て支援事業計画に記載すべき事項が定められており、そのうち地域子ども・子育て支援事業に関して、対象となる事業は、以下の事業となります。

12事業

利用者支援事業
子ども又はその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等

時間外（延長）保育事業
保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の保育の実施

放課後児童健全育成事業
保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供

子育て短期支援事業
保護者が疾病等の理由により、家庭において児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設等において養育・保護

乳児家庭全戸訪問事業
生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境の把握や情報提供等

養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導や助言等

地域子育て支援拠点事業
乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、相談、情報の提供や助言等

一時預かり事業
幼稚園や保育所において一時的に乳幼児を預かり、必要な保護を実施

病児・病後児保育事業
病児又は病後児について、保育所や病児保育室等で一時的に保育する又は児童の自宅に訪問し保育する事業

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
乳幼児や小学生等の児童を有する保護者等を会員として、預かり等の希望者と援助することを希望する会員との相互援助活動に関する連絡・調整等

妊婦に対して健康診査を実施する事業
妊婦が定期的に行う健診費用を助成

実費徴収に係る補足給付を行う事業
保護者が支払うべき副食費を助成

●見直し対象事業について

教育・保育の見直しと同様、実績値と見込量に 10%以上のかい離がある事業について、原則、見直し対象としています。

＜見直し対象事業＞（下記表において★印記載の事業）

- 利用者支援事業
- 子育て短期支援事業
- 幼稚園における一時預かり事業
- 上記以外の一時預かり事業（就学前ファミリーサポートセンター事業）
- 病児・病後児保育事業
- ファミリーサポートセンター事業（就学児）
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業

		R3 年度 見込	R3 年度 実績	差引 （実績値－ 量の見込）	実績値 ÷量の 見込	備考	検 討 要
利用者支援事業	実施箇所数	4(ヶ所)	5(ヶ所)	1	125%	南海愛児園 令和 3 年 6 月開始	★
時間外 （延長） 保育事業	利用児童数	561 (人)	527 (人)	△34	94%		
放課後児童健全育成事業	利用児童数	799 (人)	783 (人)	△16	98%		
子育て 短期支援 事業	利用児童数	129 (人日)	0 (人日)	△129	0%		★
乳児家庭全戸訪問事業	件数	426 (件)	422 (件)	△4	99%		
養育支援 訪問事業	見込人数	68 (人)	63 (人)	△5	93%		
地域子育て支援拠点事業	見込人数	27,088 (人回)	29,020 (人回)	1,932	107%		

幼稚園における一時預かり事業	利用児童数	8,513（人日）	7,161（人日）	△1,352	84%	自主事業で行っている施設が多く把握が困難。	★
上記以外の一時預かり事業	合計	2,488（人日）	1,699（人日）	△789	68%		★
	一時預かり	2,392（人日）	1,637（人日）	△755	68%		★
	ファミサポ（就学前）	96（人日）	62（人日）	△34	64%		★
病児・病後児保育事業	合計	3,374（人日）	2,024（人日）	△1,350	60%		★
	体調不良型	—	1,972				
	病児対応型	—	34				
	訪問型	—	18				
ファミサポ（就学児）	利用児童数	291（人日）	212（人日）	△79	73%		★
妊婦健康診査事業	件数	5,339（人日）	5,166（人日）	△173	96%		
実費徴収に係る補足給付を行う事業	件数	-	149（人月）	-	-	令和元年 10 月幼児教育無償化に伴い開始	★

【見直し案の計算方法】

かい離の要因が、新型コロナウイルス感染症の影響等による一時的なものであると見込まれる場合、令和 5・6 年度には、当該影響は少ないと判断し、平常時を想定した上で、年齢別の人口変化率と最新の実績を利用し、令和 5・6 年度の見込量等を再計算しました。

【参考】令和 3 年度を基準とした人口変化率

	R5	R6
0 歳	1.019	1.002
就学前	0.973	0.975
就学後	1.002	0.998
全体	0.988	0.987

① 利用者支援事業　**見直し**

【事業内容】

対象年齢：就学前児童（０～５歳）をもつ保護者

内　　容：子育て家庭の相談・援助などの活動を行っています。

【基本型】公立保育所1園と認定こども園1園にそれぞれ1カ所、羽衣駅再開発ビル（イコーネ羽衣）に1カ所の計3カ所開設しています。また、令和3年度より南海愛児園地域子育て支援センターにおいて、新しく事業を開始しました。

【母子保健型】高石市役所の保健福祉部地域包括ケア推進課内に1カ所開設しています。

■【当初推計】

項　目	計画期間				
	令　和 2年度	令　和 3年度	令　和 4年度	令　和 5年度	令　和 6年度
見込量（か所）	4	4	4	4	4
確保方策 施設数（か所）	4	4	4	4	4

■【実績】

項　目	計画期間		
	令　和 2年度	令　和 3年度	令　和 4年度 （見込）
施設数（か所）	4	5	5

■【見直し案】

項　目	計画期間	
	令　和 5年度	令　和 6年度
見込量（か所）	5	5
確保方策 施設数（か所）	5	5

【POINT】

○令和３年度より、基本型にて増設。

② 時間外（延長）保育事業　**見直し不要**

【事業内容】

対　　象：２号認定（３歳～５歳）及び３号認定（０歳～２歳）の乳幼児
内　　容：保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間に、保育所・認定こども園等で保育を行います。

■【当初推計】

項　目	計画期間				
	令　和 2年度	令　和 3年度	令　和 4年度	令　和 5年度	令　和 6年度
見込量(人)	562	561	545	533	525
確保方策(人)	600	600	600	600	600
施設数	10	10	10	10	10

■【実績】

項　目	計画期間		
	令　和 2年度	令　和 3年度	令　和 4年度 （見込）
利用者数(人)	538	527	530
施設数	10	10	10

■【見直し案】

見直し不要

【POINT】

○保育標準時間は１日11時間、保育短時間は１日８時間を超える利用について、延長保育事業が適用されます。量に見合った事業量を確保します。

③　放課後児童健全育成事業（あおぞら児童会）　**見直し不要**

【事業内容】

対　　象：小学校１年生から小学６年生まで
内　　容：保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、遊びや生活の場を提供して、児童の安全と心身の健全な育成を図ります。市内７小学校（20クラス）で実施。
利用時間：平日　　放課後～午後６時、延長保育　午後６時～午後７時
土曜日　午前８時30分～午後６時
夏休み等長期休業　午前８時～午後６時、延長保育　午後６時～午後７時

■【当初推計】

項　目	計画期間				
	令　和 2年度	令　和 3年度	令　和 4年度	令　和 5年度	令　和 6年度
1～3年生(人)	608	619	636	656	671
4～6年生(人)	183	180	188	190	196
合計	791	799	824	846	867
確保方策	791	799	824	846	867
施設数(か所)	7	7	7	7	7

■【実績】

項　目	計画期間		
	令　和 2年度	令　和 3年度	令　和 4年度
1～3年生(人)	639	595	639
4～6年生(人)	187	188	196
合計	826	783	835
施設数(か所)	7	7	7

■【見直し案】

見直し不要

【POINT】

○令和２年度に取石、東羽衣、加茂、令和３年度に羽衣、高陽、東羽衣に１クラスずつ増設して、計２０クラスとなりました。

④ 子育て短期支援事業　　見直し

【事業内容】

内　　容：ショートステイ事業・・・保護者の疾病疲労、その他の身体上、精神上又は環境上の理由により、家庭において子どもを養育することが一次的に困難になった場合、７日以内の短期間の養育を行う事業

実施施設　：ショートステイ事業は、堺市・泉大津市・和泉市・岸和田市の児童養護施設及び乳児院計８か所と契約して実施

■【当初推計】

項　目	計画期間				
	令　和 2年度	令　和 3年度	令　和 4年度	令　和 5年度	令　和 6年度
ショートステイ（人日）	122	129	133	137	142
確保方策 ショートステイ（人日）	150	150	150	150	150
施設数（か所）	6	6	6	6	6

■【実績】

項　目	計画期間		
	令　和 2年度	令　和 3年度	令　和 4年度 （見込）
ショートステイ（人日）	0	0	56
施設数（か所）	7	7	8

■【見直し案】

項　目	計画期間	
	令　和 5年度	令　和 6年度
ショートステイ（人日）	56	56
確保方策 ショートステイ（人日）	**見直し不要**	
施設数（か所）	9	9

【POINT】

○本事業は、一時預かり事業と類似の事業ですが、児童養護施設において実施するなど、児童の一時的な保護という側面が強い事業です。

○令和５年度は、１施設増やし９施設との契約を予定しています。

⑤　乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）　**見直し不要**

【事業内容】

対　　象：生後４か月までの乳児
内　　容：生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

■【当初推計】

項　目	計画期間				
	令　和 2年度	令　和 3年度	令　和 4年度	令　和 5年度	令　和 6年度
見込量(確保方策)(人)	435	426	416	410	403

■【実績】

項　目	計画期間		
	令　和 2年度	令　和 3年度	令　和 4年度 (見込)
訪問人数(人)	412	422	437

■【見直し案】

見直し不要

【POINT】

○育児相談や子育てに関する情報提供のみならず、家庭の養育環境を把握することも本事業の目的であり、訪問の結果、支援が必要な家庭には養育支援訪問事業につなげるなど、継続的な支援に努めます。

○母子健康手帳交付時に、本事業の周知に努めます。

⑥　養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

見直し不要

【事業内容】

対　　象：養育の支援が特に必要な家庭
内　　容：養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うとともに、要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用しながら、当該家庭の適切な養育を支援します。

■【当初推計】

項　目	計画期間				
	令　和 2年度	令　和 3年度	令　和 4年度	令　和 5年度	令　和 6年度
見込量(確保方策)(人)	62	68	72	76	80

■【実績】

項　目	計画期間		
	令　和 2年度	令　和 3年度	令　和 4年度 (見込)
訪問人数(人)	41	63	55

■【見直し案】

見直し不要

【POINT】

○乳児家庭全戸訪問事業をはじめ、母子保健事業、要保護児童対策地域協議会など、様々な経路を通じて、本事業による支援を必要としている対象家庭の把握と訪問相談に努めます。

○児童虐待の発生の予防、早期発見・早期対応を図るため、「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会)」の調整機関やネットワークを構成する関係機関の職員の専門性の資質向上及びネットワーク強化するとともに、養育支援訪問事業と連携します。

⑦　地域子育て支援拠点事業　　見直し不要

【事業内容】

対象年齢：就学前児童（０～５歳）及びその保護者

内　　容：公立保育所1園と認定こども園1園にそれぞれ1ヵ所、アプラ高石に設置された子育てウェルカムステーションHUGOOD、羽衣駅再開発ビル(イコーネ羽衣)、旧高陽幼稚園・現アイアイセンターの計５ヵ所で事業を実施しています。
子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供したり、情報提供等を実施する事業です。

■【当初推計】

項　目	計画期間				
	令　和 2年度	令　和 3年度	令　和 4年度	令　和 5年度	令　和 6年度
見込量(人回)	27,137	27,088	26,281	25,710	25,346
確保方策 施設数(か所)	5	5	5	5	5

■【実績】

項　目	計画期間		
	令　和 2年度	令　和 3年度	令　和 4年度 （見込）
実績(人回)	26,479	29,020	29,100
施設数(か所)	5	5	5

■【見直し案】

見直し不要

【POINT】

○既存の子育て支援拠点（地域子育て支援センター）を活用し、家庭保育の保護者及びその子どもに対して、子育て相談や子育て関連情報の提供や交流の場の提供等を行います。

⑧　一時預かり事業　　見直し

【事業内容】

対　　象：１号認定及び２号認定（３歳～５歳）、その他０～５歳の乳幼児
内　　容：幼稚園等に在籍している園児や、その他家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、幼稚園、保育所、認定こども園、ファミリーサポートセンター、トワイライトステイなどの子育て関連事業において、一時的に預かり、必要な保護を行います。

■【当初推計】幼稚園、認定こども園（幼稚園部）における預かり保育

項　目	計画期間				
	令　和 2年度	令　和 3年度	令　和 4年度	令　和 5年度	令　和 6年度
1号認定（人日）	862	867	812	793	784
2号認定（人日）	7,599	7,646	7,160	6,987	6,914
合計（見込）	8,461	8,513	7,972	7,780	7,698
確保方策 延人数（人日）	8,461	8,513	7,972	7,780	7,698
施設数（か所）	10	10	10	10	10

■【実績】幼稚園、認定こども園（幼稚園部）における預かり保育

項　目	計画期間		
	令　和 2年度	令　和 3年度	令　和 4年度 （見込）
合計（人日）	6,931	7,161	7,200
施設数（か所）	10	10	10

■【見直し案】幼稚園、認定こども園（幼稚園部）における預かり保育

項　目	計画期間	
	令　和 5年度	令　和 6年度
合計（見込）	7,407	7,321
確保方策 延人数（人日）	見直し不要	
施設数（か所）		

【POINT】

・自主事業で実施している施設が多く把握が困難です。

・施設数に、認定こども園等も含めます。

■【当初推計】幼稚園等における在園児対象の預かり保育以外の一時預かり

項　目	計画期間				
	令　和 2年度	令　和 3年度	令　和 4年度	令　和 5年度	令　和 6年度
見込量延人数（人日）	2,340	2,488	2,561	2,649	2,754
一時預かり見込量（人日）	2,244	2,392	2,468	2,558	2,664
ファミサポ見込量（人日）	96	96	93	91	90
確保方策合計 延人数（人日）	2,374	2,522	2,598	2,688	2,794
一時預かり確保方策	2,244	2,392	2,468	2,558	2,664
施設数（か所）	5	5	5	5	5
ファミサポ確保方策	100	100	100	100	100
トワイライトステイ	30	30	30	30	30
施設数（か所）	3	3	3	3	3

■【実績】幼稚園等における在園児対象の預かり保育以外の一時預かり

項　目	計画期間		
	令　和 2年度	令　和 3年度	令　和 4年度 （見込）
延人数（人日）	1,796	1,699	1,770
一時預かり（人日）	1,719	1,637	1,700
ファミサポ（人日）	77	62	98
一時預かり 施設数（か所）	5	5	5
トワイライト 施設数（か所）	4	4	5

■【見直し案】幼稚園等における在園児対象の預かり保育以外の一時預かり

項　目	計画期間	
	令　和 5年度	令　和 6年度
見込量延人数（人日）	2,576	2,684
一時預かり見込量（人日）	2,488	2,597
ファミサポ見込量（人日）	88	87
確保方策合計 延人数（人日）	見直し不要	
一時預かり確保方策		
施設数（か所）		
ファミサポ確保方策		
トワイライトステイ		
施設数（か所）	5	5

【POINT】

○幼稚園等での預かり保育や在園児の一時預かり等の今後の利用ニーズを見極めながら、既存施設での受け入れの対応を図ります。

○子育てに関する多様なニーズに対応するため、保育所、幼稚園、認定こども園、ファミリーサポートセンター、トワイライトステイなどの子育て関連事業のサービス内容を把握し、必要に応じて効果的に組み合わせて情報提供できるよう、コーディネート機能を強化します。

⑨　病児・病後児保育事業　　見直し

【事業内容】

対　　象：【体調不良型】事業実施保育所、認定こども園に通園する子ども
　　【病児対応型】　施設型：満１歳から小学３年生まで
　　訪問型：生後６か月から小学６年生まで

内　　容：児童が病気の際に、就労している等で保護者の保育が困難な場合に、保育所・病児保育室において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応並びに病気の児童の自宅に訪問する事業

■【当初推計】

項　目	計画期間				
	令　和 2年度	令　和 3年度	令　和 4年度	令　和 5年度	令　和 6年度
延人数（人日）	3,308	3,374	3,343	3,338	3,358
確保方策合計 延人数（人日）	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400
うち病児・病後児対応型等 確保方策	300	300	300	300	300
事業所数（か所）	2	2	2	2	2
うち体調不良児対応型 確保方策	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
施設数（か所）	10	10	10	10	10

■【実績】

項　目	計画期間		
	令　和 2年度	令　和 3年度	令　和 4年度 （見込み）
延人数（人日）	1,417	2,024	2,075
事業所数（か所）	2	2	2
施設数（か所）	10	10	10

■【見直し案】

項　目	計画期間	
	令　和 5年度	令　和 6年度
延人数（人日）	3,297	3,314
確保方策合計 延人数（人日）	見直し不要	
うち病児・病後児対応型 等確保方策		
事業所数（か所）		
うち体調不良児対応型 確保方策		
施設数（か所）		

【POINT】

○体調不良児対応型の保育については、すべての市内施設で実施しています。

○病児対応型（施設型・訪問型）については、児童が病気の際に、就労等の都合により保護者の保育が困難な場合、病児保育室において児童を一時的に保育する又は児童の自宅に訪問し保育します。

見直し

⑩　子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）　就学児

【事業内容】

対　　象：依頼会員は、小学生の子どもを養育している保護者で、市内に在住の人が対象

内　　容：育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（提供会員）が会員となって、育児について助け合う会員組織です。

※就学前児童については⑧一時預かり事業を参照

■【当初推計】

項　目	計画期間				
	令　和 2年度	令　和 3年度	令　和 4年度	令　和 5年度	令　和 6年度
延人数（人日）	298	291	294	293	294
確保方策 延人数（人日）	300	300	300	300	300

■【実績】

項　目	計画期間		
	令　和 2年度	令　和 3年度	令　和 4年度 （見込）
延人数（人日）	300	212	219

■【見直し案】

項　目	計画期間	
	令　和 5年度	令　和 6年度
延人数（人日）	293	293
確保方策 延人数（人日）	見直し不要	

【POINT】

○依頼会員と提供会員の確保のため、市広報・ホームページ等の活用や、幼稚園、保育所、認定こども園といった教育・保育施設や、地域子育て支援センター、親子サロンなどの地域子ども・子育て支援事業など、様々な媒体を活用して周知を図ります。

○提供会員に対する研修の実施により質の向上をめざします。

⑪　妊婦に対して健康診査を実施する事業

見直し不要

【事業内容】

対　　象：妊娠届出者
内　　容：妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査用受診券を発行します。

■【当初推計】

項　目	計画期間				
	令　和 2年度	令　和 3年度	令　和 4年度	令　和 5年度	令　和 6年度
見込量(確保方策)(人回)	5,452	5,339	5,213	5,138	5,050

■【実績】

項　目	計画期間		
	令　和 2年度	令　和 3年度	令　和 4年度 (見込)
延利用回数(人回)	5,492	5,166	5,347

■【見直し案】

見直し不要

【POINT】

○妊婦健康診査に関する公費負担を引き続き行い、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ることができるように支援します。

⑫　実費徴収に係る補足給付を行う事業

追加

【事業内容】

対　　象：幼児教育無償化に伴い、新制度に移行していない幼稚園に通う年収360万円以下の世帯、第3子以降の子ども

内　　容：保護者が支払うべき副食費を助成します。
令和元年10月から、幼児教育無償化に伴い新たに開始しています。

■【実績】

項　目	計画期間		
	令　和 2年度	令　和 3年度	令　和 4年度 （見込）
実績（人月）	321	149	216

■【案】

項　目	計画期間	
	令　和 5年度	令　和 6年度
見込量（確保方策）（人月）	216	216

【確保方策】

○幼児教育の無償化に伴い、保護者の世帯所得の状況等に応じ、新制度に移行していない幼稚園に通う家庭に対しても保護者が支払うべき副食費を助成し、経済的負担の軽減を図ることができるように支援します。

資料７

施策の報告について

TAKAISHI CITY

◆高石における施策の展開

第２期高石市子ども・子育て支援事業計画では、第１期の高石市子ども・子育て支援事業計画の評価結果や、ニーズ調査、パブリックコメントなどの意見を生かしながら、様々な子育て支援施策を展開しております。なお、計画期間中には、必要に応じて新たな事業も実施し、当該計画を推進します。

本計画においては、基本理念を「ひとにやさしい育みのまち高石」としています。基本理念の実現をめざし、５つの基本目標を設定し、基本目標のもとに子ども・子育て支援施策を推進します。

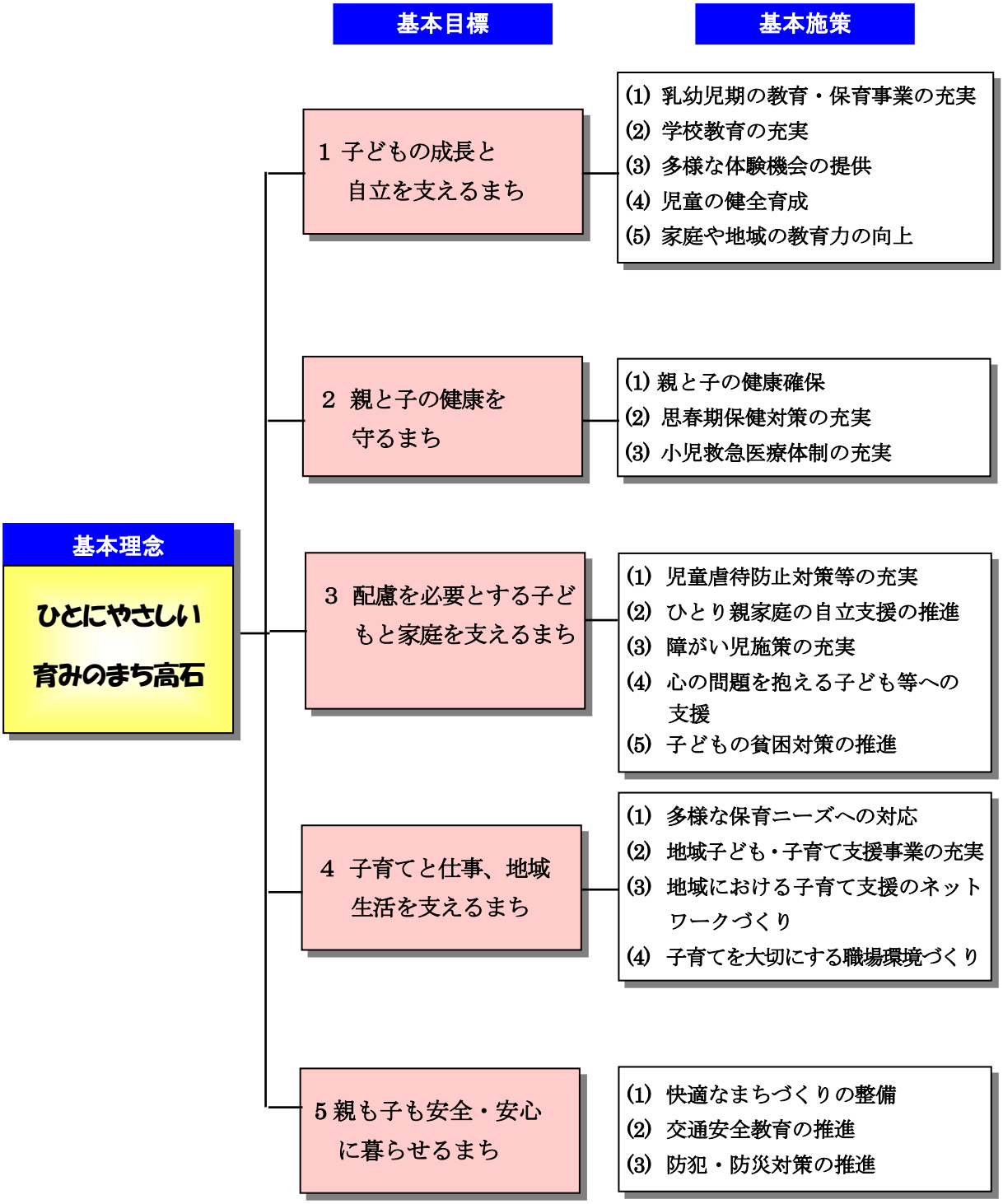
基本目標
基本施策
基本理念
ひとにやさしい
育みのまち高石
1 子どもの成長と
自立を支えるまち
(1) 乳幼児期の教育・保育事業の充実
(2) 学校教育の充実
(3) 多様な体験機会の提供
(4) 児童の健全育成
(5) 家庭や地域の教育力の向上
2 親と子の健康を
守るまち
(1) 親と子の健康確保
(2) 思春期保健対策の充実
(3) 小児救急医療体制の充実
3 配慮を必要とする子ど
もと家庭を支えるまち
(1) 児童虐待防止対策等の充実
(2) ひとり親家庭の自立支援の推進
(3) 障がい児施策の充実
(4) 心の問題を抱える子ども等への
支援
(5) 子どもの貧困対策の推進
4 子育てと仕事、地域
生活を支えるまち
(1) 多様な保育ニーズへの対応
(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実
(3) 地域における子育て支援のネット
ワークづくり
(4) 子育てを大切にする職場環境づくり
5 親も子も安全・安心
に暮らせるまち
(1) 快適なまちづくりの整備
(2) 交通安全教育の推進
(3) 防犯・防災対策の推進

施策の報告

新たな施策を行った事業や、事業を取り巻く社会的な状況に変化がある場合等を基準に選択し、進捗状況の報告を行います。

1 子どもの成長と自立を支えるまち

① 社会で活躍する子どもの育成【学校教育課】

・高石市 GIGA スクール構想により、令和 2 年度より 1 人 1 台タブレット端末を導入し、ＩＣＴ支援員と指導主事、教員が連携し、児童生徒の情報活用能力を育成できるよう、授業改善に取り組んでいます。
・環境問題について、各小中学校、持続可能な社会の構築に向けて、児童生徒の発達段階に応じて指導計画を立案し、取組を実施しています。
・外国語教育については、外国語担当者会を定期的に開催し、言語活動の充実をめざしていきます。教育課程特例校の認定を受け、小学校 1 年生より外国語活動の授業を行っています。
・小中学校の各クラスの授業で週 15 時間程度タブレット端末を活用した授業を実施し、個別最適な学びと協同的な学びの実現ができるよう取組を進めてまいります。
・環境教育について、SDG s の観点から実社会とつながり、児童生徒が持続可能な社会の担い手として、学ぶことができるように、各校指導計画を再度見直し、実施を進めます。
・中学 3 年生の英検 3 級レベル相当について、55%を上回ります。

② 安全・安心な学校教育環境の整備【学校教育課】

・学校防犯設備の整備については、ＩＣタグを利用した学校防犯システムにより、児童生徒の登下校の管理を行い、安全確保に努めています。また、ＩＣタグの所持については、小学校の入学説明会での呼びかけ、所持率の向上に努めています。さらに、出席管理システムを導入し、保護者による児童生徒の出欠連絡をスムーズにできるようにしています。
・令和 4 年度、市教委の防災マニュアルを改訂し、それをもとに各校でのマニュアルの見直しを行い、危機管理体制の充実徹底に努めています。
・老朽化した給排水設備等の設備インフラの改修やトイレ改修や空調機増設など、順次整備を行い、快適な学校生活をおくれるように施設作りを行います。
・児童生徒の登下校中の安全確保するために、地域ボランティアによる見守り活動の継続実施、ＩＣタグの所持率のさらなる増加をめざします。
市教委の防災マニュアル、各校の防災マニュアの両方を見直していきます。

③ 高師浜総合運動施設へのスケートボード場設置【社会教育課】＜新規＞

・令和 4 年度に高師浜総合運動施設のキャンプ場を廃止し、新たにスケートボード場の整備を行います。子どもから大人まで安全に楽しめるよう、スケートボード教室等による技術、マナーの向上を図り、利用を促進します。

④ 放課後児童健全育成事業（あおぞら児童会）の充実【こども家庭課】

・小学校 1 年生から 6 年生までを対象に、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、遊びや生活の場を提供して、児童の安全と心身の健全な育成を図ります。
・令和 2 年度に 3 クラス（取石・東羽衣・加茂）、令和 3 年度に 3 クラス（羽衣・高陽・東羽衣）増設し、現在 7 小学校 20 クラス開設しています。今後も待機児童数ゼロを維持してまいります。

2 親と子の健康を守るまち

⑤ 乳幼児健康診査の充実【地域包括ケア推進課】

・乳幼児期の健康管理とともに、疾病等の早期発見、育児不安への対応などを目的とした各種健康診査を実施しています。
・令和 3 年度より、4 か月児健康診査が集団健診から市内医療機関で受診する個別健診となりました。また、早期に乳児の聴覚障害を発見し適切な治療や支援を行うことを目的とした新生児聴覚検査の公費負担をスタートしています。令和 4 年度より、3 歳 6 か月児健診の際に弱視発見のための屈折検査機器の導入を行いました。
・乳幼児期の健全な発育に寄与するため、引き続き健診体制の充実に取り組んでまいります。

⑥ 産前・産後サポート事業／産後ケア事業【地域包括ケア推進課】

・平成 29 年度より妊産婦等が抱える妊娠、出産及び子育てに関する悩み等の相談支援を行う産前産後サポート事業及び退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行う産後ケア事業（宿泊型、デイサービス型）を実施しています。従来の事業に加え、令和 4 年度からは訪問型の産後ケア事業をスタートしており、今後も事業のさらなる充実に努めます。

⑦ 子育て世代包括支援センター【地域包括ケア推進課】

・妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門職が対応するとともに必要な支援の調整や関係機関との連携など、妊娠・出産から子育て期までの切れ目ない支援を提供しています。
・高石市では、令和 2 年 3 月に子育て世代包括支援センター（あれこれ相談ステーション）を開設しました。

3 配慮を必要とする子どもと家庭を支えるまち

⑧ 支援施設の充実【子育て支援課】

・就学までの発達上の課題のある子どもたちに、適切な療育を行い、自立に必要な生活習慣や知識、社会性の発達などを促していきます。

・令和 4 年 10 月より、市立児童発達支援センター「松の実園」が旧北幼稚園跡地への新築・高台移転をしました。また、総合保健センターで実施していた親子通園事業バンビグループについても、「松の実園」に移転し、より相互連携のとれた子育て支援を可能にしてまいります。

⑨ こども医療費助成【こども家庭課】(500 円まで自己負担　月 2 回まで　月上限 2,500 円)

・子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援のさらなる充実を図るため、こども医療費の一部を公費で助成しています。

・令和 4 年 10 月から、これまで 15 歳到達年度末までとしていた対象年齢を 18 歳到達年度末までに拡充いたしました。

・家庭生活の安定やこどもの健やかな成長に寄与するとともに、児童福祉の増進を図ります。

⑩ 新型コロナウイルス感染症関連給付金【こども家庭課】＜新規＞

・令和 2 年度から令和 4 年度にかけて、新型コロナウイルス感染症による影響を受けている子育て世帯等に対し、様々な給付金を支給してまいりました。

・生活が困窮している子育て世帯（ひとり親・非課税世帯）に対しては、国の給付に併せ、市独自に 1 世帯 3 万円の給付金を上乗せして支給しております。

4 子育てと仕事、地域生活を支えるまち

（子育て世代包括支援センター　⑦に掲載）

⑪ 乳幼児すこやか見守り支援事業【地域包括ケア推進課】＜新規＞

・令和 3 年度より、従来実施の「こんにちは赤ちゃん訪問事業」に加え、すこやか見守りサポーター（研修を受けた地域のボランティア）が、市内在住の生後 5 か月・8 か月・12 か月に家庭訪問し、子育ての状況や育児における不安や悩みの相談に対応するとともに、おむつ等の子育てに必要な物品の購入支援や友好都市である和歌山県有田川町の木材を活用した積み木の配布等を行っています。

5 親も子も安全・安心に暮らせるまち

⑫ 福祉バス【高齢・障がい福祉課】

・令和 3 年 7 月よりはごろもルートに停留所を 1 つ追加、令和 4 年 4 月よりとりいしルートに停留所を 1 つ追加いたしました。これまで以上に安心・安全に妊婦や乳幼児を連れた方などが市内を移動できるようになりました。今後も継続的に市民の皆様のご意見を参考にしながら、さらに利便性の向上に努めます。